

選考基準（改正後）【資料3】

選 考 基 準

スポーツ・レクリエーション

- 1 対象とする大会は次のとおりとする。
ただし、3位以上の成績を収めるために、1勝以上しなければならない。
 - (1) 市又は支部等の予選を経て行われる県規模の大会
 - (2) 上記(1)の大会を経て行われる全国規模の大会
ただし、競技人口が少ない等の理由で県大会及び関東大会等から行われる大会については、その規模等から判断する。
 - (3) オープン参加で行われる県規模の大会
 - (4) オープン参加で行われる全国規模の大会
ただし、オープン参加の大会は、大会規模等から県規模、全国規模を判断し、表彰の有無及び種別を判断する。
- 2 次の大会は、予選を経て出場した大会とみなす。
 - (1) 標準記録以上の成績をもって出場資格が認められる大会
 - (2) 市、支部、県、競技団体等の推薦により、その団体の代表として出場する大会
- 3 奨励賞の対象にならない成績により、上位大会（関東大会・全国大会）に出場し、入賞した場合は、大会規模等を基に奨励賞の対象とするか判断する。
- 4 成人の個人表彰について、同じクラス（年齢別等）や同じ大会で過去に奨励賞を受賞したものは、奨励の意味合いから対象としない。
ただし、上位大会（関東大会・全国大会）に出場し、入賞した場合は、大会規模等を基に奨励賞の対象とするか判断する。
- 5 成人の団体表彰については、チームの構成メンバー等を加味し、表彰の有無及び種別を判断する。
- 6 奨励賞を複数回受賞した場合も、特別奨励賞の対象としない。

選考基準（改正後）【資料３】

芸術・文化

- 1 対象とする作品展、コンクール等は次のとおりとする。
 - (１) 市又は支部等の選考を経て行われる県規模の大会
 - (２) 上記（１）の大会を経て行われる全国規模の大会
 - (３) オープン参加で行われる県規模の大会
 - (４) オープン参加で行われる全国規模の大会
- 2 オープン参加の作品展、コンクール等については、大会要項等から県規模、全国規模を判断し、特別奨励賞、奨励賞の対象を判断する。

また、県や全国規模の大会であっても、出品数や参加数が少ない場合は、大会要項等を基に、表彰の有無を判断する。
- 3 作品展、コンクール等は、大会要項等に記載されている賞の順位に基づき次の基準により３位以上の賞を判断する。
 - (１) １位相当の賞の受賞者（団体）が３名（団体）以上の場合、その１位相当の受賞者全てを３位以上とみなし、表彰の対象とする。

××コンクール					⇒３位以上とみなし、表彰対象とする。
１位相当	●	●	●	●	
２位相当	○	○	○	○	
３位相当	△	△	△	△	

- (２) １位相当の賞の受賞者（団体）が２名（団体）以下で、２位相当の賞に２名（団体）以上の受賞者がある場合は、その２位相当以上の受賞者全てを３位以上とみなし、表彰の対象とする。

××コンクール					⇒３位以上とみなし、表彰対象とする。
１位相当	●				
２位相当	○	○			
３位相当	△	△	△		

××コンクール					⇒３位以上とみなし、表彰対象とする。
１位相当	●	●			
２位相当	○	○	○		
３位相当	△	△	△		

選考基準（改正後）【資料 3】

- (3) 1位相当の賞及び2位相当の賞の受賞者（団体）が1名（団体）で、3位相当の賞に複数の受賞者がある場合は、その3位相当以上の受賞者全てを3位以上とみなし、表彰の対象とする。

××コンクール				
1位相当	●			
2位相当	○			
3位相当	△	△	△	⇒3位以上とみなし、表彰対象とする。

- (4) 1位相当が大臣賞で、複数の受賞者がある場合は、その大臣賞の受賞者全てを1位とみなし、3位以上の判断は、上記基準に準じて判断する。

××コンクール				
1位相当（大臣賞）	●	●	●	●
2位相当	○	○		
				⇒1位とみなす。
				⇒3位以上とみなす。

××コンクール				
1位相当（大臣賞）	●	●	●	●
2位相当	○			
3位相当	△	△		
				⇒1位とみなす。
				⇒3位以上とみなす。

- (5) 年齢等の部門別に受賞者がある場合は、その部門毎に上記(1)から(3)の基準を適用する。

- (6) 上記(1)から(5)の基準に関わらず、3位以上の受賞者が相当数いる場合は、過去の表彰事例等によりその都度判断する。

- 4 奨励賞の対象にならない成績により、上位大会（関東大会・全国大会）に出場し、入賞した場合は、大会規模等を基に奨励賞の対象とするか判断する。

- 5 オープン参加で行われる全国規模の作品展・コンクール等については、大臣名の表彰を特別奨励賞の対象とし、それ以外は、たとえ3位以上の賞であっても奨励賞の対象とする。

××コンクール				
1位相当（大臣賞）	●	●	●	●
2位相当	○			
3位相当	△	△		
				⇒特別奨励賞の対象
				⇒奨励賞の対象

- 6 奨励賞を複数回受賞しても、特別奨励賞の対象としない。